

平成24年2月16日

平塚保健福祉事務所長 様

保健福祉局保健医療部長
(公 印 省 略)

「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について (依頼)

厚生労働省医政局指導課長より平成24年3月1日から3月7日の間に実施されます「子ども予防接種週間」について、周知依頼がありました。
つきましては、貴所管内の関係医療施設長に対して、周知及び協力についてよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

医療課調整グループ 厚地

電話(045) 210-1111内線4866

FAX (045) 210-8856

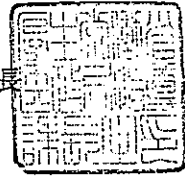


医政指発0203第2号

平成24年2月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、（社）日本医師会、（社）日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成24年3月1日（木）から3月7日（水）までの7日間、別添実施要領に基づき、「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

当該期間中は、予防接種者の増加が見込まれますが、予防接種実施規則にお示ししているように、予防接種後、高熱、けいれん等の異常な症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること、また、医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報することとなっていることから、各地方公共団体においては、この旨、貴管下の小児救急医療機関に対して周知の上、期間中の小児救急医療体制に万全を期していただきますようお願い致します。

問い合わせ先

厚生労働省医政局指導課

救急・周産期医療等対策室

小児・周産期医療専門官 長屋

救急医療係 草開

Tel : 03-3595-2194

(参 考)

予防接種実施規則 (昭和三十三年九月十七日厚生省令第二十七号) (抄)

(接種後の注意事項の通知)

第 七 条 予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の事項を知らせなければならない。

- 一 高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- 二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行つた都道府県知事又は市町村長に通報すること。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項

平成23年度子ども予防接種週間実施要綱

1. 目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を図る。

2. 主催

社団法人日本医師会、一般社団法人日本小児科医会、厚生労働省

3. 後援（予定）

文部科学省、「健やか親子21」推進協議会

4. 実施期間

入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高める必要がある時期であることから、2012年3月1日（木）から3月7日（水）までの7日間とする。

5. 実施内容

- ・予防接種法に基づく定期の予防接種をはじめ、ワクチン接種緊急促進事業の対象であるヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンなど、予防接種についての広報・啓発を行う。
- ・予防接種について、保護者からの相談に応じる。
- ・通常の診療時間に予防接種を受けにくい人たちが、土曜日、日曜日等に予防接種を受けられる体制を構築し実施する。

6. 実施機関

協力する医療機関、各地域の予防接種センター

7. 広報

ポスターを作成、配布する。また、マスコミ、行政とも連携を図り、ホームページ（<http://www.med.or.jp/vaccine/>）等を活用して積極的にPRする。

[補足]

この依頼は、次の皆様へも送付しております。

- (1) 神奈川県医師会
- (2) 神奈川県病院協会
- (3) 神奈川県精神科病院協会
- (4) 横浜市健康福祉局企画部医療政策課
- (5) 川崎市健康福祉局保健医療部地域医療課及び川崎各保健所
- (6) 相模原市保健所医事薬事課
- (7) 横須賀市健康福祉部保健所総務課
- (8) 藤沢市健康福祉部保健所地域保健課
- (9) 神奈川県の各保健福祉事務所
- (10) 神奈川県健康福祉局病院事業課